

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 30 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長

熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の
一部を改正する件について

平成 28 年 5 月 12 日付けで公布した「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（平成 28 年厚生労働省告示第 222 号）において 5 月までに納付するものとされる企業型確定拠出年金の掛金について特例措置を実施していますが、本日公布された「熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 235 号）により、6 月以降に納付するものとされる企業型確定拠出年金の掛金についても引き続き特例の対象とすることとしましたので、貴管内企業型確定拠出年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いいたします。

○厚生労働省告示第二百三十五号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第一百七十五号）第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号イ及びロ中「平成二十八年五月三十一日」を「次号の厚生労働大臣が定める日の前日」に、「同年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。